

議案第五号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

杉並区職員定数条例（昭和二十九年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三一三三人」を「三一一人」に、「五〇六人」を「四三二人」に、「一〇六人」を「一二人」に、「六一二人」を「五五三人」に、「三七八二人」を「三七〇九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定数)</p> <p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員(福祉事務所の職員を含む。)</p> <p>二 略</p> <p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p> <p>イ 教育委員会及び学校の事務部局の職員 四三二人</p> <p>ロ 学校教育職員及び幼稚園教育職員 一一一人</p> <p>計 五五三人</p> <p>四 略</p> <p>合計 三七〇九人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 区長の事務部局の職員(福祉事務所の職員を含む。)</p> <p>二 略</p> <p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p> <p>イ 教育委員会及び学校の事務部局の職員 五〇六人</p> <p>ロ 学校教育職員及び幼稚園教育職員 一〇六人</p> <p>計 六一二人</p> <p>四 略</p> <p>合計 三七八二人</p>

資料

2  
4  
略

2  
4  
略